協議会 規約の改正案について

【改正のポイント】

- ①協議会の「目的」に、オンデマンド運行システムを追記(第2条)
- ②共同事務局の大阪府担当を企画室から成長産業振興室へ変更(第10条)
- ③委員名簿の更新

【①の趣旨】

「近未来技術等社会実装事業」提案時の事業概要では、今年度から自動運転の実証を行うことになっていたが、**今年度は自動運転の実証を行わずオンデマンド運行の実証を行う。** よって、今年度実施する「オンデマンド運行システムを活用したスマートモビリティ」の実証も協議会の協議事項となることを明確にするため、目的に追記するもの。

【新旧対比表】

のとし、事務局を共同で担うこととする。

新	IΒ
(目的) 第2条 協議会は、内閣府において「近未来技術等社会実装事業」として採択された、河内長野市南花台地区における 自動運転技術やオンデマンド運行システム等を活用したス マートモビリティの社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。	(目的) 第2条 協議会は、内閣府において「近未来技術等社会実装事業」として採択された、河内長野市南花台地区における自動運転サービスの社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。
(事務局) 第10条 協議会の事務局は、大阪府 <mark>商工労働部成長産</mark> 業振興室 及び河内長野市総合政策部政策企画課に置くも	(事務局) 第10条 協議会の事務局は、大阪府 <u>政策企画部企画室</u> 及び河内長野市総合政策部政策企画課に置くものとし、事

務局を共同で担うこととする。